

職業安定分科会(第 188 回)	資料 1－2
令和4年 11 月 30 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要(雇用調整助成金の特例措置関係)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）第 102 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する事業主であって、同項第 2 号イ（1）の対象期間の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずること等を内容とする規則の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 規則附則第 15 条の 4 の 3 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症特例対象期間は、新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日から起算して 1 年（当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間にある場合は、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日から令和 5 年 3 月 31 日まで）とする。
- ② 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間中に規則第 102 条の 3 第 1 項第 2 号イ（5）に規定する判定基礎期間（以下「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等について、1 日当たりの支給上限額を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 16 条第 1 項の規定による基本手当の日額の上限額（8,355 円）とするとともに、助成率を 1/2（中小企業にあつては 2/3）とする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症関係事業主であって、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主が行う令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、1 日当たりの支給上限額を 9,000 円とするとともに、助成率を 1/2（中小企業にあつては 2/3）（令和 3 年 1 月 8 日以降解雇を行っていない場合等においては、当該助成率を 2/3（中小企業にあつては 9/10））とする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う休業等に係る雇用調整助成金の支給上限日数について、100 日に令和 2 年 1 月 24 日から令和 4 年 11 月 30 日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等の実施日数を加えた日数とする。
- ⑤ 継続して雇用された期間が 6 か月未満の雇用保険被保険者に係る休業等についても助成の対象とする等の措置の適用対象について、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う令和 2 年 1 月 24 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に変更する。
- ⑥ 規則第 102 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する事業主であって、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行うもの（新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）については、当該休業等に関し、当該休業等の実施についてあらかじめ都道府県労働局長に届け出ることを要しないこととする等の支給要件の緩和を行う。
- ⑦ その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 2 項

4. 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 11 月下旬（予定）

施行期日：公布日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	$\frac{4}{5}$ （ $\frac{9}{10}$ ） 8,355円	$\frac{2}{3}$ 8,355円	
	地域特例（※3） 業況特例（※4）	$\frac{4}{5}$ （ $\frac{10}{10}$ ） 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主（※6）（経過措置）	-	$\frac{2}{3}$ （ $\frac{9}{10}$ ） 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	$\frac{2}{3}$ （ $\frac{3}{4}$ ） 8,355円	$\frac{1}{2}$ 8,355円	
	地域特例（※3） 業況特例（※4）	$\frac{4}{5}$ （ $\frac{10}{10}$ ） 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主（※6）（経過措置）	-	$\frac{1}{2}$ （ $\frac{2}{3}$ ） 9,000円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

（※3）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※4）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（注1）注釈中の下線部は経過措置。

（注2）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	$\frac{8}{10}$ 8,355円	$\frac{6}{10}$ 8,355円
	地域特例（※8）	$\frac{8}{10}$ 8,800円	-
大企業（※7）	原則的な措置	$\frac{8}{10}$ 8,355円	$\frac{6}{10}$ 8,355円
	地域特例（※8）	$\frac{8}{10}$ 8,800円	-

（※5）令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

（※6）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（※7）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る雇用調整助成金の特例措置等の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年10月1日～11月30日)	経過措置期間 (令和4年12月1日～令和5年3月31日)	
		特に業況が厳しい事業主(注4) (令和4年12月1日～令和5年1月31日)	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(注1)	同左	
生産指標要件: 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和: 1か月10%以上低下	同左	
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	
休業の助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小: 4/5 (9/10) 大企業: 2/3 (3/4) ※地域特例(注2)、業況特例の対象(注3) 中小・大企業 4/5 (10/10)	休業の助成率 中小: <u>2/3</u> (9/10) 大企業: <u>1/2</u> (2/3)	休業の助成率 中小: <u>2/3</u> 大企業: <u>1/2</u>
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,355円	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円 ※地域特例(注2)、業況特例(注3)の対象 上限額 12,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 <u>9,000円</u>	休業・教育訓練の助成額の上限額 8,355円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間(別枠扱い)	支給限度日数 1年100日、3年150日 ※コロナ特例中(令和2年1月24日～令和4年11月30日)の日数はカウントしない。 ※クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。	
短時間一斉休業のみ 休業規模要件: 1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件: 1/40(中小)、1/30(大企業)	同左	
残業相殺	残業相殺 停止	同左	
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率: 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額: 1,200円	教育訓練の助成率 中小: 4/5 (9/10) 大企業: 2/3 (3/4) ※地域特例(注2)、業況特例(注3)の対象 中小・大企業 4/5 (10/10) 加算額: 2,400円(中小)、1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小: <u>2/3 (9/10)</u> 大企業: <u>1/2 (2/3)</u> 加算額: 2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小: <u>2/3</u> 大企業: <u>1/2</u> 加算額: 2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件: 3か月以上1年以内	出向期間要件: 1か月以上1年以内	同左	

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間にある事業主に限る。

(注2) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注3) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認。

(注4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。